さ<u>ん</u>

保護者の方へ

昭島市立 東小学校校長 瀧島 啓司

## 学校感染症による出席停止のお知らせ

お	子さんが、病名	_と診断されたと連絡を受けました。	
学校保健安全法第 19 条に基づき出席停止(欠席扱いにはなりません)となります。医師から登			
校の許可を受けるまでご家庭にて十分休養をしてください。			
登校の際には医師の許可が必要です。主治医の先生に下記証明書へ記入していただき登校時に学			
校へ提出してください。主な感染症の出席停止期間についてお知らせします。			
	病 名	出席停止期間	
1	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を	
		経過するまで	
2	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性	
		物質製剤による治療が終了するまで	
3	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
4	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後5	
	(おたふくかぜ)	日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
5	風しん (三日ばしか)	発しんが消失するまで	
6	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで	
7	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎、溶連菌感染症、手足口		
8	病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、マイコプラズ	病状により学校医その他の医師において感染の恐れ がないと認めるまで	
	マ感染症、感染性胃腸炎、流行性角結膜炎、急性		
	出血性結膜炎、腸管出血性大腸炎		
	その他の感染症		
·リ キ リ リ セン			
主治医殿			
下記児童・生徒の学校感染症罹患の連絡がありました。学校保健安全法施行規則第 19 条により			
出席停止期間が定められています。学校での伝播を防ぐため、万全を期したいと思います。感染の			
恐れがなくなりましたら、下記にご記入いただき、保護者へお渡しいただきますようお願いいたし			
ます。			
四自主之末小学校 学校巨勋			
昭島市立東小学校  学校長殿			
治癒証明(登校許可)書			

 第 学年 組 氏名

 上記の者 疾病名
 に罹患加療中のところ、学校保健安全法施行規則の基準により、感染の恐れがないと認め、
 月 目より登校して差し支えないと判断します。

 平成 年 月 日
 医療機関名

医 師 名